

# 10月は「犬の正しい飼い方強調月間」です

ID 1005582

人と犬が地域社会で気持ちよく暮らせるよう、犬のしつけや健康管理をすることは、飼い主の責任です。

人とペットが幸せに暮らすことができる社会づくりのため、きちんとしつけをしてルールとマナーを守りましょう。

☎生活衛生課 (626) 1108

## ＼守ろう！飼い主のマナー／

### 1 犬のふん尿

公共の場所（道路や公園）で犬のふんや尿を放置するのは禁止です。ふんを拾うのはもちろんのこと、住宅街では尿の放置もマナー違反です。悪臭の原因にならないよう、ペットシートの上で排泄させるか、水で尿を洗い流しましょう。極力、自宅で排泄させてから散歩に出掛けましょう。私有地の花壇や塀などに犬が尿を掛けるのもマナー違反です。



### 2 犬の放し飼い

公園や河原でドッグランのように犬を放すのは条例で禁止されています。伸縮リードをロックしないで使用するのも危険です。小型犬でも犬が怖いと感じる人がいます。また、放し飼いにすることで、犬が迷子になったり交通事故に遭ったりするなど、愛犬を危険にさらすこともありますので、絶対にしないでください。



### 3 犬の鳴き声

愛犬の鳴き声は、飼い主はうるさく感じなくても、他人には騒音となります。特に、深夜や早朝の犬の鳴き声は、近隣住民の迷惑となるため、すぐに制止するか、部屋を防音仕様にするなどの対策が必要です。飼い主が不在時に犬が鳴き続けてしまう場合は、動物病院での専門的治療が必要な場合があります。



### 4 犬の臭い

排泄物などのごみや犬の臭いなどは、一緒に暮らす飼い主は気にならなくても、他人には気になる場合があります。適切にごみを管理し、定期的に清掃する、こまめに愛犬の手入れをするなどして悪臭を防ぎましょう。また、ブラッシングした時の抜け毛の飛び散りにも注意しましょう。



## ドッグトレーナーに犬のしつけを学ぼう ID 1005590

- ▼日時 10月25日（土）午前9時30分～10時30分と午前10時45分～11時45分。
- ▼会場 市動物愛護センター「宮わんにゃんパーク」（竹林町）。
- ▼対象 市内在住か通勤通学者。
- ▼定員 各先着7組。
- ▼申込開始 10月6日午前8時30分。
- ▼申込方法 電話で、生活衛生課☎(626)1108へ。

「宮わんにゃんパーク」Instagramでは、新しい飼い主を待つ動物や、イベントなどの情報を紹介しています



▲「宮わんにゃんパーク」Instagram

## ＼備えておこう／

### 災害時の対応について

市内すべての避難所でペットとの同行避難が可能です。いざという時に安心して避難生活を送ることができるよう、ケージで過ごす練習、「おいで・待て・座れ」や無駄ぼえをしないなどの基本的なしつけを日常的に行うようにしましょう。また、狂犬病予防注射やノミ・ダニの駆除を行うなど、日ごろから愛犬の健康管理に気を付け、災害に備えておきましょう。

